

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成28年度第1回高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会
開催日時	平成28年8月29日(月) 10時00分～12時00分
開催場所	高松市役所 3階 32会議室
議 題	(1) 高松市立地適正化計画(仮称)の策定に向けた基本的な考え方 (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	嘉門会長、高嶋委員、高塚委員、土井委員、杉本委員、中橋委員、古川委員、宮野委員、近藤委員、山地委員 (欠席委員2名)
オブザーバー	国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長 香川県 土木部 都市計画課 課長
傍聴者	2名(定員5名)
担当課及び連絡先	コンパクト・エコシティ推進部まちづくり企画課 087-839-2136

会議経過及び会議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

(事務局)

平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、市町村が立地適正化計画を作成できることとなった。本市では、この立地適正化計画がコンパクト・エコシティの推進を後押しするものと考えており、計画策定にあたっては、多様な関係者による議論を経て作成・実施されることが望ましいことから、市町村都市再生協議会の設置が求められている。

国が示している作成の手引きにおいては、任意の協議会でも活用可能となっており、本市においては、本懇談会において議論を頂くこととし、要綱第2条の意見聴取事項の2項目に立地適正化計画に関することという事項を、本年4月1日の要綱改正により追加させていただいている。

この後、議事において、高松市立地適正化計画(仮称)の基本的な考え方を御説明させていただくが、この趣旨を御理解のうえ、議論をいただきたい。

当懇談会設置要綱第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっており、嘉門会長にこれより先の進行をお願いしたい。

(会長)

先ほど説明があったが、コンパクト・エコシティ推進懇談会で立地適正化計画について協議するというので、まずは基本的な考え方を事務局から御説明いただき、委員の方々にはそれらを理解した上で審議していきたいと思う。

(1) 高松市立地適正化（仮称）の策定に向けた基本的な考え方について

高松市立地適正化（仮称）の策定に向けた基本的な考え方について、資料に基づき、事務局より説明し、次のとおり意見があった。

(会長)

高松市の現状と課題については、この懇談会で多方面から意見をいただき、コンパクト・エコシティ推進計画では、すでに高松市では17拠点を中心にして、中心都市の広域交流拠点、地域・生活交流拠点、拠点外を決め、短期にやっていくこと、長期的にやっていくこと、それぞれ進めている。

今、説明いただいた立地適正化計画は主として拠点外は考えずに用途地域、特に最後に説明いただいたような計画区域の中でどのように区域分けをして、コンパクトの計画を進めながら、この立地適正化計画に取り組むかということだと思う。これまでのコンパクト・エコシティ推進計画とどう絡むのかということで、今日の資料1の31ページにおおよその関係が書かれているのではないと思う。地域・生活交流拠点の枠が用途地域から外れているが、それは、居住誘導区域内である。

立地適正化計画を策定して取り組んでいる市町もあると思うが、それはどこか？

(事務局)

策定に取り組んでいる市町村は全部で276市町村ある。策定を終えているのは、箕面市、花巻市、札幌市、熊本市の4市である。今年度、約100市が策定すると聞いている。香川県の場合は高松市、丸亀市、坂出市、多度津町が策定に取り組んでいる。

(委員)

質問だが、今から条例等で居住誘導区域を設定し、届出が必要になるということか？

(事務局)

制度は、すべての建築行為ではなく、居住誘導区域外に、ある程度の大きい開発行為がある場合は届出が必要となる。

(委員)

開発行為という事は、たくさんの方が住み始めるという事だが。

(事務局)

資料にも書いているが、具体的には、3戸以上の開発というような大きい開発について届出が必要である。

(委員)

単発の場合はどうなのか？

(事務局)

届出の対象にはなっていない。

(委員)

そうすると拡散するのではないか？拡散を避けたいのではないか？

(事務局)

開発行為が一番拡散として大きいと考えている。まずは、大きい開発行為を届出制度にすることによって、拡散を避ける。

(委員)

鬼無町に住んでいるが、その辺りの拠点は香西になると思うが、香西は土地が低く水害に遭いやすいところである。そういう所の拠点をどうするのか？

それと、拠点を結ぶ交通についてだが、例えば香西と国分寺について、拠点を結ぶ手段として、JRしかない。香西はことでんバスが出ており、国分寺はコミュニティバスがそれぞれの地域で巡回しているが、そこを結ぶバスがない。高齢者でも行けるような拠点を結ぶ交通手段がなければいけない。

(事務局)

まず、災害についてだが、県も市も浸水、津波対策整備に関して計画を立てているが、27年3月、新たに計画を立て、今後進めていく。東の地域は、バイパス雨水管整備を終えている。西の地域も今後、バイパス雨水管の整備を進めていく計画となっている。

交通に関する質問は、鬼無の中の交通ということか？

(委員)

香西も国分寺も拠点になるが、JR間はあるものの、区域が広い。その間の交通手段を考えていかなければいけないと思う。

(事務局)

まず、考えているのは、ある程度大きい拠点を結ぶ交通を考えている。地域内交通について、走らせるには維持していくことも考えていかなければならないが、地域の中で交通網が必要になれば、それに関して制度も設けている。

(委員)

国分寺は合併したといえ、国分寺の中で行政がまとまっている。そこと外を結ぶ交通網が必要ではないかと思う。

(市民政策局長)

ご指摘のことは考えている。20年、30年かけてやっていく都市計画の話なので、どの順番で、どの地域に、どんなことをということを上上げるのは難しいことではあるが、高松市域の中の17の拠点の地域の連絡という、移動手段が大切ということは明確にした考え方を持っている。移動手段を確保するというのは交通の面からも施策にもなるかと思うが、そこは意識している。ただ、スケジュールを考えた時については、上上げる段階ではないが、拠点間をどう繋いでいくかという事は、大事な交通網のコンセプトとして持っている。

(委員)

とても大切なことだと思うので、お願いしたい。

(会長)

概念としては、資料2の4ページ、17拠点があるが、拠点については、都市機能誘導区

域の周辺に生活交流拠点、その周辺に居住誘導区域。ですから、居住誘導区域が分散しているというわけではなく、市内の17の拠点繋がっているところもあれば、繋がっていないところもある。拠点間が繋がっていないところは、そこに公共交通機関の新たな路線をつくるとか、駅をつくるという形になる。しかし、公共交通はそう簡単に整備できない。バスと言ってもなかなか難しい。それは将来計画となるが、あまり拡散していったのでは、コンパクト・エコシティのイメージからずれてしまうので、拠点を増やさないよというイメージになるのではないかと思う。

(委員)

JRの予讃線は昼間に1時間2便しかない。だから、車に乗らざるを得ない。そこを考慮していただきたい。

(委員)

コンパクト・エコシティ計画との整合性、関係性についてだが、先ほど会長が31ページの図が分かりやすいと言っていたが、今回、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定するが、この図に示されているように、広域・地域交流拠点は実際どこまでのエリアを具体的にさすのかによるが、都市機能誘導区域内に含まれるように設定し、生活交流拠点はすべて、居住誘導区域内に設定するというように理解していいのか？というの、生活交流拠点には、用途地域外のエリアもある。制度上、用途地域が設定されないところを居住誘導区域に設定することに障害、問題はないのかということを確認したい。

(事務局)

居住誘導区域については、国の資料を見ると、線引き廃止をしている都市についても、用途地域内に入るようなイメージの図が示されているが、法律上はそのようなことは否定していない。本市の場合、合併の経緯や市域全体のバランスから考えて、17の拠点に設定しており、今後においてはこの拠点を中心としたまちづくりを考えているので、これから国とも協議をしながら進めたい。用途地域を設定していないところがあるが、この地域については、誘導区域に設定していきたい。

(委員)

改めて用途地域を設定するということか？

(事務局)

用途地域を設定するかどうかは、土地利用の観点もあり、そこは都市計画の考え方を整理する必要があり、今後検討していきたい。

(市民政策局長)

広域交流拠点については基本的な枠の中に入る。生活交流拠点については、線引き廃止後の状況の中で、特に多肥や林地区の状態は本市の大きな課題だと考えている。その対処として、立地適正化の居住誘導区域の考え方で後押ししていきたいと考えている。それについては、用途区域外にあたるので、31ページも生活交流拠点のエリアが用途区域外の部分にかかっているということを協議して、具体的にどのように対処していくか、国側とも十分協議していかなければいけない課題だと認識している。市としてまちづくりの考え方をしっかり持って、どのように説明していくか、今答えが出ている状態ではないが、高松市が抱えている多肥地区、林地区に象徴される問題を、今回の立地適正化計画の誘導区域の設定によ

て対処していきたいという思いを持っている。

(委員)

白地地域を居住誘導区域の対象とするかということか？

(事務局)

そうです。

(会長)

これは今後協議をしていただきたい。

(市民政策局長)

市としては、まちづくりの課題がそこにあるので、立地適正化の制度の中で、どこまでできるのか、いろいろ相談にのっていただく中で、前進していきたい。

(会長)

誘導区域に設定すると、事業もやりやすくなる。外れると、後付けでしなければならないという抑制が働いてしまう。

(委員)

用途地域や、都市機能誘導区域、居住誘導区域、必要なことだと思う。私の立場から言わせていただくと、居住誘導区域外の問題がある。農村の公営化という問題、今後どうするのか。現実問題として、耕作放棄地がどんどん広がっている。農地中間管理法が一昨年からでき、委員も高松市からも2人選任して活動しているが、担い手の集約が進まない。農業をやめる方、新規に農地を取得する方、このバランスが崩れている。それと、関連的なデータだが、今まで減反政策をしてきたが、私の地域では今年初めて国の作付面積より実際の作付面積の方が少なくなった。これは経過を見なければいけないが、TPP どころの騒ぎではない。その一つの原因が、若年層が農村から離れている。もちろん少子化が大きな理由ではあるが、若年層が社会的異動で都市へ動いている。そうすると、居住誘導区域外に高齢者が残る。本来は逆であってほしい。若者が農村で残って、高齢者は居住誘導区域に移っていかなければ生活しにくい。実際には農業の担い手も育たない。それが大きな問題ではないか。

それと、先ほど言われていたが、はたして届出制はどれだけ効力があるか。駆け込み開発はないのか？今の資本主義自由な社会ですから、許可制、禁止という言葉は使えない。まさに緩やかにと書いているが、果たして緩やかに大丈夫かという気がする。

(市民政策局長)

最初のご意見の、高齢者がまちなかに、若者が郊外部へということだが、確かに農業政策の面からみると、一つの考え方であると思う。コンパクト・エコシティの計画の中で、17の集約拠点という考え方を持っている。それは都市の構造という面を見た時に、そのような分散型の都市構造から集約型の都市構造にという考え方の中で、17の拠点の形となっている。郊外部についてどうなのかという部分が、切り捨てになっているという指摘もあるが、決してそういう事ではなく、その地域、地域の特徴を生かしながら、市域全体のまちづくりを考えている。当懇談会においても施策事業の議論もしていただろうと思うが、どこに住むのか、どのように誘導していくのかという点については、施策事業の中で考えていかなければいけないと思う。どんな誘導施策で、どういう人の移動ということを我々としてどう仕掛けていくのかということが大事であろうと思う。

2点目のご意見だが、立地適正化計画は、考え方が誘導という手法によってのまちづくりをしてこうという事なので、禁止とか権力を行使してというより、理解をいただきながらやっていく、柔軟かい手法だと言われているので、我々としてどのような施策で誘導していくかということが重要だと思う。

(委員)

線引きが非常に増えていると感じる。コンパクト・エコシティ計画で17の拠点が示されていたが、居住誘導区域、さらに都市機能誘導区域が線引きされるという事で、その意義は何なのか？病院を指定しているところ、病院と言えは20床以上と言われているが、資料2の7ページでは、病室の床面積の合計が何㎡以上というように、さらに大きい病院ということと思われる。居住誘導区域の中に病院やデパートがあるというのは分かるが、さらに都市機能誘導区域に集約させていく意味は何なのか？さらに地域包括ケアという言葉が出ているが、居住区域に他の医療機関、介護施設をその範囲内に持ってくるのか、それとも用途地域に持ってくるようにするのか、居住誘導区域の中にさらに都市機能誘導区域をつくっていくことの意義は何なのか？都市機能誘導区域には、どのようなものをここへ誘導しようとしているのか？

(事務局)

まず、都市機能誘導区域の考え方だが、基本は居住を誘導する区域と考えていただき、都心や拠点の中心部には大きい規模の医療や福祉、商業の核となる施設を指定して、そこへ誘導していくのが都市機能誘導区域の考え方である。居住誘導区域は、中心となるところへ大規模の施設を置いて、中心となる拠点と居住誘導区域も近く利便性も高いので、アクセスを便利にし、拠点性を高めるということが都市機能誘導区域と居住誘導区域の考え方である。

施設についてはこれから決めていく。医療と言っても、大きい病院から小さい病院、福祉についてもいろいろあるので、地域の現状も把握しながら考えていく。

(市民政策局長)

誘導施設自体について、立地適正化の計画において、誘導する施設を新たに造るということだけを言っているのではなく、当然、既存の施設があるという事を前提に、配置状況をみながら誘導区域を設定するという事なので、場合によっては新規の公共施設を区域の中に入れる場合があるかもしれないが、量的にみると既存のストックがどのような配置状況にあるかということが基本の考え方になるので、先ほどの意見にあった、高齢者は、居住区域に住んだ方がいいのではないかという視点からすると、例えば介護施設や老健施設は居住区域にある方が望ましいと思う。少しフライングの話をさせていただくと、5年ごとの老人福祉計画で施設整備数を計っていく計画があるが、例えばそのような計画の議論の中で、この立地適正化計画の誘導区域内の線引きがされたならば、どの地域にそのような施設を誘導するか当然考えていくと思う。今申し上げたことは、例として、立地適正化計画と、別の施設整備の計画をリンクさせていくという、一つの例であるが、居住区域又は都市機能誘導区域の中に、どのような施設を誘導すべきかという事は、今後固めていく。その時に、誘導していく施策、あるいは物の考え方というのは、この制度を活用してまちづくりをいい方向へ向けていく知恵の絞りどころだと思う。

(会長)

今回は基本的な考え方を議論するが、誘導区域を、都市機能誘導区域と居住誘導区域をどう設定するか議論しなければいけない。そうなった時に、基本の市の整備状況を見ながら、どのように区分して、誘導施設をどのように持ってくるか、具体的にこの懇談会でどこまで議論するのかという事は、まだ私も理解していない。今後この懇談会でどこまで議論しようとするのか、説明をいただき、我々がどう考えていけばいいのか説明していただきたい。

(委員)

私は介護保険関係で仕事をしているが、介護保険課が特定施設という事で施設を公募している。その時の公募の採点条件に、我が市はコンパクト・エコシティを推進しているので、市街地に近いほど採点は高くなると書いてあり、なるほどと思った。ホームページを見ると、他の行政から移住すると補助金をもらえるということで、人口密度を上げるのにいろいろしている。マスタープランを見た時に、関係各課が横断的にどんなことをするのか知りたい。介護保険課は施設を造る、保育所を造って待機児童を減らす、移住に関する補助金をあげる、各担当課ができることがいろいろ出てくると思うので、今後期待したい。

(市民政策局長)

立地適正化計画が国から示される以前の段階から、私共もコンパクトの考え方でまちづくりをしていこう、それは線引き廃止後の状態に対応するために、土地計画の手法を見直す中で、集約型のまちにしようという事で、コンパクト・エコシティ推進計画という国の施策が見える前からやってきている。その中で、施策を考えてやってきている。進捗が図られている面と、そうでない面の両方ある。今紹介いただいたような、分かりやすい例の誘導施策が実際されている。人の気持ちに働きかけるような施策を考えていきたい。

懇談会でどこまでの議論をするのかということだが、スケジュール表を示している。今年度の目標として、素案を求めていきたい。素案は来年度において、各地域の住民に説明に行き、意見いただき合意形成を進めていく。その元の材料となるのが今年度求める素案である。素案はある意味、率直の案という意味でもあるので、懇談会においても、私共が線引きの案、誘導施策の主立った内容を示す中で、市の案を提示しご意見をいただこうと考えている。それは、この秋から冬にかけてというタイミングになると思う。もうひとつ付け加えると、線引きする時の方法論だが、一つは、今日示している人口動態の資料がある。500mのメッシュで20年後、30年後、動態予測をしているので、そのような人口がどうなっていくのかを想定した基礎データを基に線引きを考える。もう一点は、本日説明ができていないが、既存施設のストックについての再編を進めている、ファシリティマネジメントと言っているが、高松市の面積規模で言うと約140万㎡の公共施設を持っている。将来どう圧縮していくか、統合してくかという課題を抱えている。それは公共施設の再配置の計画でもあるので、そういうものを前提に置きながら人口の動態と絡ませながら、どういう区域設定が将来にとっていいのか、そういう2つの要素から区域設定を考えていこうとしている。

(会長)

今日は、基本方針を、次回以降に、誘導区域の設定の方針や、誘導施設としてどんなものを持ってくるかということ具体的に提案いただくということで理解してよろしいか。気になっているのは、中心市街地の人口動態が完全に空洞化しているが、高松市では、中心市街地に人を戻そうという施策をどんどんしている。そうすると、従来の人口動態の減少するの

と、将来予測とは必ずしも整合しないという事もあるので、現状を変えようという努力をされているものを反映した上で、立地適正化計画をやらなければいけない。

(市民政策局長)

会長のご指摘のとおりで、中心市街地活性化については、別の計画になるが、一生懸命取り組んでいる。中心市街地自体に人口が増えて都市機能がしっかりしなければ、この計画も成り立たない。それは全体も含めて検討する。

(委員)

スケジュールの件で、市民アンケートの話が出ているが、これによると10月に取りまとめとなっているが、これは既に行っているのか？

(事務局)

平成28年2月に実施しており、3000人に発送して、取りまとめをしているところである。大きい話で言えば、銀行やスーパー等、生活の利便性に恵まれ、生活に満足しているのは概ね、約70%回答があった。詳細の分析はこれからだが、分析結果を反映したもので考えていきたい。これも示したいと考えている。

(委員)

誘導区域や誘導施設を設定するにあたっての材料にされるものだが、新しい計画を作るにあたり、市民アンケートでどういう事を聞いて、どういう材料を集めているのかお聞きしたい。

(事務局)

例えば、将来的に住居移転を考えているか？住居移転するならどの地域か？どういう施策があればいいか？というようなことを聞いている。

(会長)

アンケートをするときに委員に意見を聞いてやらないのはなぜか？みなさん一生懸命やっておられるので、意見を聞くのは非常に有効である。

(委員)

質問だが、国交省の方にお聞きしたい。今回の制度は、認定制度なのか？

(国交省)

認定という手続きではない。計画を策定する市町村の都市計画審議会に諮ることにはなっている。そういった行政手続きは計画決定プロセスを一定経ていただくという事が法定計画の策定条件となっている。

(委員)

国の審査があるというわけではないのか？

(国交省)

国の審査はない。

(委員)

コンパクト・エコシティについて、従来からいろいろ意見があり、総論賛成各論反対に近いところがあり、どうしても対象外の所は切り捨てではないかと議論なりがちだが、人口が減っていくと、行政コストを削減して、人々が安全に安心して生活できるように集約していかなければ、自治体の財政がもたない。総論的に皆さん理解していると思う。そう考えてい

くと、コンパクト・シティは時代の必然であるので、先ほど、国交省の方からも話があったように、厳しい国の審査があるわけでもないので、速やかに着手をして、高松市なりの計画を立てていかなければ、時代に大きく乗り遅れていくことになる。是非速やかな進行をお願いしたい。

私は林町に自宅がある。約25年前にまちなかは人が住めるような状態ではなかったので逃げ出したのだが、当時、自宅周辺は4面農地であった。あっという間に宅地になり、しかも境界線ぎりぎりに建てるので生活しにくく、車がなければ何もできない。先ほどもあったが、農地との関連が重要だと思う。地域の農地をつぶさないように施策として考えていって、農業を再生して自給率を上げていかなければ、これから先人口が減る、農業従事者は少なくなる、休耕地が増えるという地殻変動は、こういう計画でしか整理できない。このあたりを議論して計画に盛り込んでいただきたい。

(委員)

国や県の方が来て協議するのは大変有意義なことだと思う。今日は国、県、市の全体の流れの中で考えを聞いた。ひとつ疑問がある。この計画を策定して、どれぐらいの速さで都市が変わっていくのか？立地適正化の中で、「区域設定の区域の規模は一定程度の都市機能を有し...かつ徒歩、自転車等」とある。これはかなり前から市の計画で掲げてきたと思う。しかし、子どもの通学路、自転車道の整備は非常に遅れていると思う。我々歳を取ってくるし、高齢者などがまともに歩ける歩道を完備してほしい。

(市民政策局長)

できるだけ早く形を実現していかなければいけないということについて、期間については、資料1の29ページで計画期間の枠組みをしている。20年、30年にかかる前提の中で、平成62年のあたりを睨んだ上で計画期間としては、現行のマスタープランの平成40年までの期間でまずは考えている。途中で評価、分析、見直しが必要であろうということで、資料のその下の(3)では5年ごとに見直しをするという仕組みを持っている。コンパクト・エコシティ計画、立地適正化計画は抽象的な言い方だが、まちの構造をどのように考えていくのかという事なので、おそらくハードの基本の計画であると同時にソフトの施策を支えるベースになる計画になる。重要であり、重たい計画である。検討については、全庁的な体制で取り組んでいき、分析については、人口動態等の基礎データをしっかり押さえながら取り組んでいく。計画だけではなく、財源も必要だということだが、当然このような計画を立てる中で、国における財政支援の制度や措置も活用できる面も出てくると聞いているので、行政施策の財源も視野に入れながら取り組んでいく。

(委員)

計画策定にあたり、市民の利害関係もあると思うので、理解してもらうための説明が必要だと思うが、そのためには子ども達にどのような高松市を残していきたいのかということが大切だと思う。その中で今までの話の中でも高齢者が移動しやすい、住みやすい、子育て中の人達は車があるから郊外で、という話があったが、子育て中の人というのは、若い人たちで、資料の7ページにある、わずか5%~6%の15歳未満の人の声というのはどこにも代弁されていない。子ども達が家に帰って、友達と遊ぼうと思っても、近所に同級生がいない、友達がいない、あるいは学校で部活動へ入って隣の学校で練習試合をするという時でも、自

分の足で行くことができないので親御さんに車で送ってもらわなければいけない。小学校高学年ぐらいになれば、運賃を片手に持ち、バスで移動するという手段もあるが、バスがあればいいが、なければ移動手段がなく、子どもは行きたい所へ行くことができない。子ども達も暮らし辛い。7ページにある平成62年の推計をみると、高齢化率は40%近くになっており、子どもの数が少なくなり、子どもに迷惑をかけず過ごしたいと思う中で、私たちが将来の高松市のまちづくりを市民になげかけなければいけない。また、4割近くなる高齢者の中には今、生涯未婚率男性が2割超えている。4人に1人の男性は一人暮らしになる。男性も女性も含めて、一人暮らしの高齢世帯、単体世帯がまちに点在すると、ますます若い人たちの負担が大きくなる。できるだけまちを集約できたらいいと思う。

(委員)

31ページで「届出制で新たな宅地開発を緩やかに抑制」とあるが、このような書き方であれば、宅地開発なので、当然一般の住宅も含まれると思うが、農家は作付しても赤字で、宅地に転売するようになる。そうすると、住宅に開発する土地が多くなり、住宅は点在する可能性があるのではないか？ どういう時期にこれを止めるのか、住宅を規制しなければいけないと思う。旧市内の空き家も、どう対応するのかという事も、今後検討する中では必要ではないかと思う。もう一点だが、国分寺にはコミュニティバスが走っているが、高齢者は市内へ行きにくい。空き家や交通機関の問題を計画の中で、もう少し考えて進めてほしい。

(市民政策局長)

資料の中の記載については誤解のないように、適切な言葉を選んでいきたい。空き家の問題だが、当然空き家対策は取り組んでいる。側面が大きく2つあり、危険な状態のものは撤去してく。もう一つは、財産でもあるので活用していく、という両面で、市の条例において進めている。コンパクトの計画の中でも、空き家対策は一つの施策事業になる。それと、地域の公共交通の話だが、いろんなライフスタイルがあり、そこで移動ということをもどのように社会として、確保していくのかという事は大きなテーマである。行政側の取組としては、高松市の場合は、公共交通の事業者自体ではないので、ことでんやことでんバス、あるいはJRの事業者に対して働きかけ、支援制度をする中で公共交通の事業をしている。行政としては、中心から網の目のように放射状に伸びていくネットワークの状態を、できれば拠点から拠点へつないでいくフィーダーの状態にしていくイメージで取り組んでいくことと、地域のエリアの公共交通については、地元の皆さんに検討いただく中で、次の段階でコミュニティバスを導入していく。その支援を用意している。社会の要請でもあり、行政としてもしっかりと取組をしていくが、一方で市民の皆さん自身の意識というか、暮らし方を変えてほしいという部分がある。そういった意識は数年の間で変わるものではないが、市民の皆さんも一緒に考えていただくことが必要ではないかと思う。公共交通を存続させようというのであれば、利用していただく事も大事になってくる。行政側も市民への意識啓発の取組をしていく。将来を見越した取組と市民の皆さんにも協力をいただくという2本柱でまとめていきたいと思っている。

(会長)

今回は、立地適正化計画の考え方について説明いただいた。市民の生活スタイルも変わってくる。若い人はシェアリングをして皆で共通して効率的な生活を送っている。そういう事

をすれば、従来の公共交通になかったことが、どんどん変わっていく可能性が高い。そういう事も含めてこの計画の中に考えていけたらいいと思う。今日の議論も踏まえて、また、アンケートの結果もあるようなので、誘導施策、地域設定の話もさせていただきたい。

(市民政策局長)

先ほど話にありました、アンケートの様式を参考に配布します。

(事務局)

先ほど話したように、2月にアンケートを実施している。日常生活の活動についてお伺いし、コンパクトについてどう考えているか、どんな施策を望んでいるか、住み替えについてのことを問う内容になっている。

(委員)

無作為抽出か？

(事務局)

そうです。地区ごとに偏りのないように、全校区で3000件。

(委員)

人口密集地はたくさんという事ではなく、均等ということか？

(事務局)

人口に比例させている。

(委員)

資料1の33ページの都市機能や居住が一定程度集積している地域とあるが、一定程度とはどれぐらいか？

(事務局)

例えば、人口密度がある程度あり、都市機能の集積や、全体のバランスを見極めながら考える。

(委員)

基準を作るとということか？

(事務局)

一定の基準を策定しつつ、地域の特性などもあるので、総合的に考えていきたい。

(委員)

アンケートの件で、20歳以上という年齢だが、これからの人が今後のまちづくりをするのだから、20歳以上でいいのかという疑問がある。

(会長)

今回は議論がなかったが、土砂災害計画区域などの中には誘導区域に入れないと法律上なっている。急傾斜地危険箇所は、高松市の場合、用途地域外に多いが、内部にもあるので、そういう所は、今後の線引きから外すという理解をしなければいけないのか？

(事務局)

法では、原則として、設定しないことになっている。それは急傾斜地とは、ほとんど住宅も建たない地域だと思う。

(会長)

結構建っている。

(事務局)

原則として誘導区域には入らない。その考え方を基に区域設定を考える。安全措置が講じることができる、また予定があるところは別であるが。

(会長)

災害対策も含めて、誘導区域の中に入れることはあり得ることで、それは計画を提案いただくときに現状を見た上で、決めていきたい。

今日は、オブザーバーとして国交省、香川県から来ていただいた。今後の協議等に反映していただければと思う。ご協力をお願いしたい。

(2) その他について

事務局からその他周知事項なく、委員からも特に意見なく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以 上